# 授業料等減免制度ご案内
## （家計が急変した学生等向け）

〇予測できない事由により、家計が急変した学生等の経済的負担を軽減する支援になります。

〇減免対象と認定された方が、引き続き家計急変による支援を希望される場合、支援継続に係る手続きを行う必要があります。

※手続きを行わない場合、支援は停止されます。

この「ご案内」では、家計急変による支援を受けるための要件や必要な手続きの流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は事前に担当者へ事前に相談し、必要な手続きを行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

## ❶ 認定要件

次の①～③の全ての要件を満たすことが必要です。

**① 国籍・在留資格等に関する要件**

次のいずれかに該当すること。

ア　日本国籍を有する者

イ　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ　出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者

※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については対象にはなりません。

**② 学業成績等に関する要件**

**＜新規申請時＞**

在校している年数等に応じて、次の各条件に該当すること。ただし、在校中の学業成績等が、下表の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならないこと。また、過去に本制度による授業料等減免を受けた者にあっては、「認定の取消」をされていないこと。

ア　普通課程、専門課程、専門デュアルシステム、総合課程への入校者（入校後１年を経過していない者）

次のＡからＤまでのいずれかに該当すること

Ａ　高校等の評定平均値が 3.5 以上であること

Ｂ　入校試験の成績が上位２分の１以上であること

Ｃ　高校卒業程度認定試験の合格者であること

Ｄ　学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※Ａ～Ｃのいずれにも該当しない場合に、Ｄを用いて要件を確認する。

イ　応用課程への入校者（入校後１年を経過していない者）

次のＡ又はＢのいずれかに該当すること。

Ａ　応用課程入校前の専門課程、普通課程等の成績が上位２分の１以上であること

Ｂ　学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

ウ　上記ア及びイ以外の者（入校後１年を経過した者）

次のＡ又はＢのいずれかに該当すること。

Ａ　当校における学業成績について平均成績等が上位２分の１以上であること

Ｂ　次の a)及び b)のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により a)に該当しない場合には、b)に該当することで足りること。

a) 修得単位数が標準単位数以上であること

（「標準単位数」＝修了基準単位数÷修業年限×申請者の在籍年数）

※専門課程・応用課程においては以下のとおりとする。
標準単位数＝（修了基準単位数：１２５単位）÷修業年限２年×申請者の在籍年数
※学生等の取得単位数を計算する際は、通年（１年間）を通した科目（半期では単位が確定しない科目）については、半期終了において当該科目の単位数の半分を学生等の修得単位と見なすこと。
※対象者の在校期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が１年未満である場合には、その月数を 12 で除した数を控除する。

b）学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

| 区分 | 学業成績の基準 |
|---|---|
| 廃止 | 次の１～４のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき<br>１　修業年限（※）で卒業又は修了できないことが確定したこと。<br>※普通課程は１年、専門課程・専門ＤＳ・応用課程は２年、総合課程は４年<br>２　修得した単位数の合計数が標準単位数の５割以下であること。<br>３　授業への出席率が５割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。<br>４　次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。 |
| 警告 | 次の１～２のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき<br>１　平均成績等が所属科における下位４分の１の範囲に属すること。<br>社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合を除く。<br>２　授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」区分の３に掲げる基準に該当するものを除く。） |

**＜継続申請時＞**

上表の「廃止」の区分に該当していないこと。

**③ 家計の経済状況に関する要件**

次のア及びイに掲げる基準を満たすこと。

ア　収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に４分の３を乗じて得た額を用いることとすること。

| 区分 | 減免額算定基準額 | 減免額 |
|---|---|---|
| 第Ⅰ区分 | 100 円未満 | 満額（上限の範囲内） |
| 第Ⅱ区分 | 100 円以上～25,600 円未満 | 第Ⅰ区分の減免額の 2/3 |
| 第Ⅲ区分 | 25,600 円以上～51,300 円未満 | 第Ⅰ区分の減免額の 1/3 |

イ　資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が２人の場合　：　2,000 万円未満

生計維持者が１人の場合　：　1,250 万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

| 資産 | 資産の内容 |
|---|---|
| 現金 | 金融機関に預入していない現金の蓄え<br>（仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む） |
| 預貯金 | 普通預金、定期預金等<br>※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。（ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。） |
| 有価証券 | 株式、国債、社債、地方債等 |
| 投資信託 | ― |
| 貴金属等 | 投資用資産として保有する金・銀等（延べ棒）<br>※ 宝石（指輪等）は含まない。 |

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ　「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

ⅰ)父母がいる場合　・・・　父母が生計維持者となる。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2 名）が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。）

ⅱ）父母がいない場合　・・・父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる（例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる）。該当者がいない場合（独立生計の場合）は、学生本人のみが生計維持者となる。

ⅲ）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等に入所していた者等）の場合

・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

## ❷ 減免額

① 減免の対象となる授業料

実習費などとして「入校料」「授業料」とは別に徴収されているものは含まれません。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度での授業料等減免と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 減免額

授業料等減免の額は、上記１③の収入に関する基準の区分ごとに下表の額となります。

また、授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、１学年において２回実施されるため、

減免額は１回につき、下表の半期分の額となります。

なお、家計急変による授業料の減免においては、3 カ月毎に認定を行い、前期及び後期の授業料を確定します。

◇授業料等減免の上限額（年額）

| 課程 | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分<br>（第Ⅰ区分の 2/3） | 第Ⅲ区分<br>（第Ⅰ区分の 1/3） |
|---|---|---|---|
| 総合課程 | 535,800 円 | 357,200 円 | 178,600 円 |
| 専門課程 | 390,000 円 | 260,000 円 | 130,000 円 |
| 専門課程活用型デュアルシステム | 390,000 円 | 260,000 円 | 130,000 円 |
| 応用課程 | 390,000 円 | 260,000 円 | 130,000 円 |
| 普通課程 | 115,200 円 | 76,800 円 | 38,400 円 |

## ❸ 対象者等

１．対象者

イ　予測できない事由（下表左欄）により家計が急変し、新たに授業料等減免制度の対象要件を満たすこととなった者

ロ　現在、授業料等減免制度の第Ⅱ区分、第Ⅲ区分による支援を受けている方で、予測できない事由により更に収入が減少し、支援区分が変更となる者

２．家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類が提出された場合、家計急変に係る申請を行うことができること。

| 事由 | 証明書類 |
|---|---|
| Ａ：生計維持者の一方（又は両方）が**死亡** | 下記のいずれか<br>・戸籍謄本（妙本）<br>・住民票（原本）（死亡日記載） |
| Ｂ：生計維持者の一方（又は両方）が**事故又は病気**により、半年以上、就労が困難 | ・医師による診断書（原本）<br>・雇用主による病気休職に係る証明書（「休職証明書」【様式１別紙３】）（原本） |
| Ｃ：生計維持者の一方（又は両方）が**失職**（非自発的失業（※）の場合に限る） | 下記のいずれか<br>・雇用保険被保険者離職票（写し）<br>・雇用保険受給資格者証（写し） |

| 事由 | 証明書類 |
| --- | --- |
| Ｄ：生計維持者が**震災、火災、風水害等に被災**した場合であって、次のいずれかに該当<br>①上記Ａ～Ｃのいずれかに該当<br>②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | ・罹災証明書（写し） |
| 新型コロナウイルス感染症に係る影響により、家計が急変した場合であって、上記のＡからＣの事由に該当しない場合は、上記Ｄの事由とみなして取り扱います。 | ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者を支援対象とする公的支援の受給証明書<br>※上記証明書を提出できない場合、公的支援の証明書を提出できない申告書を提出（減少前１か月分の収入を証明する書類等を併せて提出） |

（※）非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票等において、下表の離職理由コードに該当する場合をさします。

| |
| --- |
| 1A（11）解雇（1B、5E に該当するものを除く） |
| 1B（12）天災そのほかやむを得ない理由により事業の継続が不可能を理由とした解雇 |
| 2A（21）特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり） |
| 2B（22）特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満更新明示あり） |
| 2C（23）期間満了で次の契約更新がないための離職（雇用期間 3 年未満更新明示なし） |
| 3A（31）事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| 3B（32）事業所移転に伴う正当理由のある自己都合退職 |
| 3C（33）正当な理由のある自己都合退職（3A、3B、3D に該当するものを除く） |
| 3D（34）特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 6 か月以上 12 か月未満） |

③留意点

上記事由に該当する場合であっても、通常の授業料等減免制度同様に、認定要件（国籍・在留資格に関する基準、家計急変後の所得状況を踏まえた収入基準、学業成績基準等）を満たさない場合、支援の対象とはなりません。

## ❹ 申請手続き

１．申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

（１）**新たに**家計急変による支援を希望する場合

| 対象者 | 必要書類 |
|---|---|
| 全員 | ①「授業料減免の対象者の認定に関する申請書」（様式１）及びその別紙１及び２<br><br>②市区町村の発行する住民票（発行日が３ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。マイナンバーや本籍地の記載がないもの。）（原本）<br><br>③課税（所得）証明書（市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本）<br>※居住地の市区町村が発行するもので、市町村民税の所得割額や課税所得額、所得控除額等が確認できるもの<br>※家計急変前の課税（所得）証明書のうち家計急変の事由が発生した時点の直近に発行されたもの<br>※市町村民税は、令和４年１月１日現在で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、１月２日以降に他の市区町村に転居した場合は、１月１日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。<br>※生計維持者が令和４年１月１日時点で海外に居住している（いた）場合は、別途相談すること。<br><br>④家計急変の事由に関する証明書類<br><br>⑤予期できない事由が発生した該当者の所得を証明する書類（急変前１か月及び急変後から申請月までに出せる全てのもの）<br>※雇用主が発行した給与明細やその他の所得がある場合はそれを証明する書類が全て必要になります。<br><br>⑥能開大等の授業料等減免に係る学修計画書（様式３） |
| 以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。 | |

| | |
|---|---|
| 外国籍の者<br>※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は本制度の対象外） | 申請者本人が在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）<br>・申請者本人の「在留カード」（写し）<br>・申請者本人の「特別永住者証明書」（写し）<br>・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等、在留資格・在留期限等が明記されているもの<br>※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。 |
| 申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者 | ・生活保護決定（変更）通知書（写し）等<br>※保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が１月から５月である場合は、申請を行う年の前年）の１月１日を含むことがわかるものを提出すること。 |
| 申請者本人（学生等）が独立生計の者<br>※該当する場合、事前に相談すること | ・健康保険証（写し）<br>・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等） |

※必要に応じて追加書類（「授業料減免申請書類チェックシート」等）の提出を求める場合があります。

（２）**継続して**家計急変による支援を希望する場合

| 対象者 | 必要書類 |
|---|---|
| 全員 | ①「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式２）及びその別紙１及び２<br><br>②市区町村の発行する住民票（発行日が３ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。マイナンバーや本籍地の記載がないもの。）（原本）<br><br>③課税（所得）証明書（市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本）<br>※居住地の市区町村が発行するもので、市町村民税の所得割額や課税所得額、所得控除額等が確認できるもの<br>※家計急変前の課税（所得）証明書のうち家計急変の事由が発生した時点の直近に発行されたもの<br>※市町村民税は、令和４年１月１日現在で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、１月２日以降に他の市区町村に転居した場合は、１月１日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。<br>※生計維持者が令和４年１月１日時点で海外に居住している（いた）場 |

| | |
|---|---|
| | 合は、別途相談すること。<br><br>④家計急変の事由に関する証明書類<br>※急変事由「Ａ死亡」、「Ｃ失職」、「Ｄ被災」に係る証明書類は提出不要であること<br><br>⑤予期できない事由が発生した該当者の所得を証明する書類（急変前１か月及び急変後から申請月までに出せる全てのもの）<br>※急変事由「Ａ死亡」の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り不要であること |
| 以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。 | |
| 外国籍の者<br>※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）は本制度の対象外） | 申請者本人が在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）<br>・申請者本人の「在留カード」（写し）<br>・申請者本人の「特別永住者証明書」（写し）<br>・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等、在留資格・在留期限等が明記されているもの<br>※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。 |
| 申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者 | ・生活保護決定（変更）通知書（写し）等<br>※保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が１月から５月である場合は、申請を行う年の前年）の１月１日を含むことがわかるものを提出すること。 |
| 申請者本人（学生等）が独立生計の者<br>※該当する場合、事前に相談すること | ・健康保険証（写し）<br>・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等） |

※必要に応じて追加書類（「授業料減免申請書類チェックシート」等）の提出を求める場合があります。

２．申請時期等

イ　申請時期

家計急変による申請受付は年間通して随時実施しています。

当校が指定する期日（事由発生から３か月以内）までに申請を行います。

また、新入生については、入校前年の１月以降に家計が急変した場合、入校月から２か月以内の申し込みを受け付けます。

ロ　支援開始時期

事由発生後４カ月目以降に支援が開始されます。

（新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変である場合、取扱いが異なりますので学務課（学務援助課、学生課）へご相談ください。）

また、入校前年の１月以降に家計が急変した新入生の申込ついては、入校月より支援が開始されます。

３．手続きの基本的な流れ

急変の事由発生時期や申請時期等に応じて異なりますが、手続きの基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、今回支援開始（及び継続）が認められた場合でも、その後も減免を希望する場合は、３か月ごとに改めて「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になったりする場合があります。

① 申請書の提出（新規）…事由発生後３か月以内まで（新入生については入校月から２か月以内）

申請書や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

↓

②ポリテクカレッジによる審査

※新規申請の審査では、学修計画書の記載内容について、個別面談による確認を行います。

↓

③審査結果通知…申請書提出から約１か月半程度

↓

④継続願の提出…支援期間３カ月目の第１週目まで

授業料減免の継続を希望する場合は、３か月に１回継続願を提出し、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること。また、半年に１回、学業成績等の要件の確認を受ける必要があること。

↓

⑤授業料の納付…別途通知する期限内

第Ⅱ区分（３分の２免除）又は第Ⅲ区分（３分の１免除）に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。初回申請時期に応じて、納付時期が異なるため、別途通知する納付期限を十分に確認すること。

## 5 注意事項

**１．授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）**

（１）授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。

①３か月に１回行う家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかど

うか及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。

②半期毎に行う学業成績の確認により（総合課程は年度末に１回)、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が講じられること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなること（専門課程在籍時に「廃止」区分に該当した場合、応用課程へ進学した際も支援の対象とならないこと。)。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、減免された入校料及び授業料を納付する必要が生じること。

（２）懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になります。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

## ２．休学・退校について

（１）休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。

（２）正規の手続きにより休学した場合は、復学後、休学期間分は、授業料減免を申請することが可能です。

## ３．不正による認定の取消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。